

国立大学法人高知大学廃水処理規則

平成16年4月1日
規則第118号

最終改正 令和4年3月28日規則第101号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）が排出する廃水及び薬品廃棄物（以下「廃水等」という。）を水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、排水基準を定める総理府令（昭和46年総理府令第35号）及び高知県清流保全条例（平成元年高知県条例第35号）に定める排水基準に適合するよう処理することにより、環境汚染の防止を図ることを目的とする。

2 本学が排出する廃水等の処理については、他に別段の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(学長の責務)

第2条 学長は、本学における廃水等の処理に関し、その全般を統括する。

(管理責任者)

第3条 本学に廃水等の処理全般を指揮監督するため、廃水等処理管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、理事（財務・労務管理担当）をもって充てる。

(責任者)

第4条 廃水等の処理に関し、必要な措置を講じるため、教室、診療科及び研究施設等ごとに廃水等処理責任者を置く。

(委員会)

第5条 本学における廃水等の処理の適正な実施については、高知大学環境保全委員会が審議する。

(薬品廃棄物の処理)

第6条 本学が行う教育・研究活動及び医療行為等により排出される薬品廃棄物のうち特に有害なものは、別に定める方法により、適正に処理されなければならない。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日規則第118号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日規則第86号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日規則第100号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日規則第101号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。